

全石連SS総合安心プランのご案内

(自動車管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険)

SS総合共済とセットで加入することで、SSで発生頻度の多い自動車関連の賠償事故の補償額を拡大することができます。

全石連SS総合安心プランの特長

- 1 SS総合共済の支払対象となる賠償金額が、共済金支払限度額を超える場合に、超過分が保険金として支払われます。
- 2 保険金を受け取った場合でも、次年度の保険料に割増保険料の加算はありません。
(制度全体の支払保険金の状況によっては、保険料が改定される場合があります。)

保険期間

平成26年11月15日午前0時から平成27年11月15日午前0時まで(1年間)

補償金額と保険料

保険期間: 1年(一括払)

補償金額 (支払限度額)	1)自動車管理者賠償	1事故・期間中 200万円(代車費用は対象外です。)
	2)生産物賠償	身体・財物共通 1名・1事故・期間中 200万円
	3)施設賠償	身体・財物共通 1事故 2,000万円
保険料	1SS 30,000円	

補償内容(お支払例)

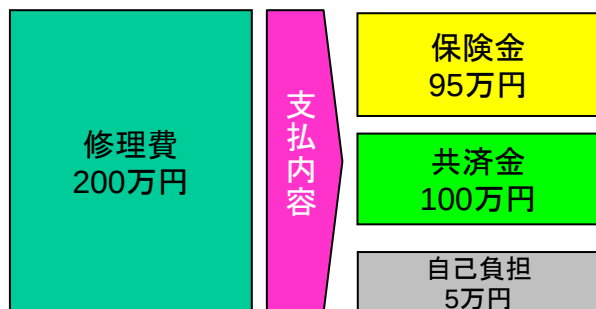
自動車管理者賠償

SS業務のためにお客さまから預かった自動車に与えた法律上の賠償損害

- ・お客さまの車をSS構内で移動する際に防火塀に衝突させてしまった。
- ・洗車を終えた車を納車する途中で電柱に衝突してしまった。

- ・補償金額 1事故・期間中200万円 (代車費用は支払対象外です。)
- ・共済部分限度額 1事故100万円・自己負担額5万円

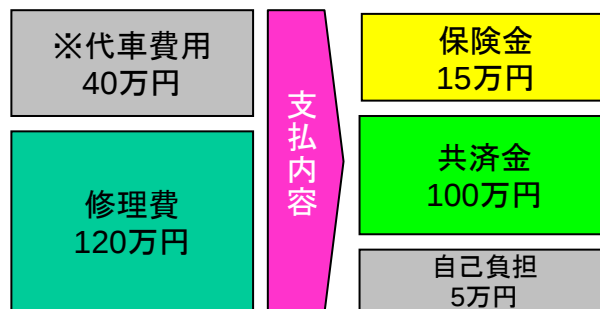
支払例① ※賠償額が修理費200万円



修理費 - 自己負担 - 共済限度額 = 超過分
200万円 5万円 100万円 95万円

共済部分限度額を超える95万円が保険から支払われます。

支払例② ※賠償額が修理費120万円、代車費用40万円



(修理費 - 自己負担) - 共済限度額 = 超過分
120万円 5万円 100万円 15万円

賠償金総額は160万円ですが、代車費用(※)は対象外なので、超過分15万円が保険から支払われます。

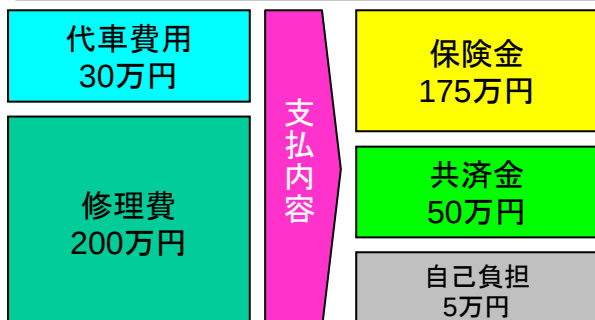
生産物賠償

SSで行った作業ミスや販売した商品の欠陥が原因で発生した事故に関わる法律上の賠償損害

- ・オイル交換の作業でドレンボルトの締め付けが不十分で、走行中にエンジンが焼き付いた。
- ・タイヤ交換の作業でナットの締め付け不十分で走行中にタイヤが外れた。

- ・補償金額 身体財物共通 1事故・期間中200万円
- ・共済部分限度額 1事故50万円・自己負担額5万円

支払例 ※賠償額が修理費200万円、代車費用30万円



修理費 - 自己負担 - 共済限度額 超過分
200万円 5万円 50万円 = 145万円

代車費用分 = 30万円

超過分175万円が保険から支払われます。

施設賠償

SS施設の管理不備、SS業務遂行上のミスに関わる法律上の賠償損害

- ・アイランドに撒かれていた水に足を滑らせたお客さまが、転んでケガをして入院した。
- ・強風で飛ばされたSS内の看板が、SSに来店してきたお客さまの車に当たった。

- ・補償金額 身体財物共通 1事故2,000万円
- ・共済部分限度額 1事故100万円・自己負担額3万円

支払例 ※賠償額が修理費200万円、代車費用30万円



ご請求に関してご注意いただきたいこと

本プランは、SS総合共済で支払対象となる賠償金額が共済金支払限度額を超える場合に、保険金の支払い対象となるものです。

本プランの対象になるとと思われる事故が発生した際は、示談交渉を行う前に必ず全石連、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

お申込みに際して

- ・中途加入の場合、申込受付日によって加入日は当月15日か翌月15日となります。
- 保険料は下表の通りです。

11/15～	12/15～	1/15～	2/15～	3/15～	4/15～
30,000円	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円
5/15～	6/15～	7/15～	8/15～	9/15～	10/15～
15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円

- ・加入資格は石油組合の組合員であり、かつSS総合共済の加入者に限ります。
- ・SS単位での加入となります。(法人ごとの加入ではありません。)
- ・保険料のお支払いはご指定の口座からの振替になります。
(振替日は22日、振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)
- ・本プランは、保険契約者を全国石油業共済協同組合連合会とする団体契約になります。
- ・11月15日からの加入をご希望される場合は、11月7日までにお申込みください。

※既加入者については、前年と同等条件で加入を行う場合は申込書の提出は不要です(自動継続)。

※継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した継続加入確認書の提出が必要となります。

期間内の共済金の請求が2回目の場合の支払例

自動車管理者賠償に該当する事故で、1回目の事故(賠償額200万円)で100万円の共済金、95万円の保険金を受け取っている。
2回目の事故が発生、賠償額が120万円となった。

共済の支払い	賠償額120万円-免責5万円=115万円が共済金の支払対象になりますが、1回目の事故で共済金の限度額を使い切っているため、共済からの支払いは0円となります。
安心プランの支払い	賠償額120万円-免責5万円=115万円が対象額になりますが、1回目の保険金95万円との合計額210万円は、保険金の支払限度額の200万円を超えるので、対象額から超過分10万円を差し引いた105万円が保険金として支払われます。

自動車管理者賠償に該当する事故で、1回目の事故で80万円の共済金を受け取った。
2回目の事故が発生、賠償額が150万円となった。

共済の支払い	賠償額150万円-免責5万円=145万円が共済金の支払対象になりますが、共済金残り枠20万円(限度額100万円-受取共済金80万円)の支払いとなります。
安心プランの支払い	賠償額150万円-免責5万円-共済金20万円=125万円が保険金として支払われます。

自動車管理者賠償に該当する事故で、1回目の事故で70万円の共済金を受け取っている。
2回目の事故が発生、賠償額が50万円となった。

共済の支払い	賠償額50万円-免責5万円=45万円が共済金の支払対象になりますが、共済金の残り枠30万円(限度額100万円-受取共済金70万円)の支払いとなります。
安心プランの支払い	賠償額50万円-免責5万円-共済金30万円=15万円が保険金として支払われます。

生産物賠償に該当する事故で1回目の事故で40万円の共済金を受け取っている。
2回目の事故が発生、賠償額が200万円となった。

共済の支払い	賠償額200万円-免責5万円=195万円が共済金の支払対象になりますが、共済金の残り枠10万円(限度額50万円-受取共済金40万円)の支払いとなります。
安心プランの支払い	賠償額200万円-免責5万円-共済金10万円=185万円が保険金として支払われます。

SS総合共済上乘せ賠償増額プランのあらまし

被保険者の範囲:①記名被保険者

②記名被保険者の役員・使用人

③記名被保険者の下請負人

④記名被保険者の下請負人の役員・使用人

※②③④は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

自動車管理者賠償責任保険の被保険者は①②のみとなります。

自動車管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、駐車場・整備工場等が、顧客から預かった自動車に損害を与え、自動車の損傷に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 保険金を支払う損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託自動車の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など 【特約条項の免責事由(自動車管理者特約条項の場合)】 ①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ②盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。) ③被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ④自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑥修理(点検および整備を含みます。)、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣または仕上げ不良に起因する賠償責任。ただし、作業機械の破損・故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合を除きます。 ⑦次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ア. 自動車が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たない者によって運転されている間 イ. 自動車が道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間 ⑧自動車の自然の消耗または欠陥に起因する賠償責任 ⑨屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等により自動車に発生した損壊に起因する賠償責任 ⑩エンジンの修理、点検または整備した場合において発生したエンジンの焼付けに起因する賠償責任 ⑪板金、塗装等の作業で発生した塗装色の不整合または色むらに起因する賠償責任 ⑫板金、塗装等の作業で発生した作業箇所の凹凸に起因する賠償責任 など

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 * 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など 【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】 ①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)の賠償責任(その生産物もしくは仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。) ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 ④支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

施設賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など 【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】 ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもつばら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任 ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ①保険期間が1年以内のご契約 | ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 |
| ②営業または事業のためのご契約 | |
| ③法人または社団・財団等が締結したご契約 | |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご注意(つづき)

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤ 特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 <3> 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。
 また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）
●保険契約者 全国石油業共済協同組合連合会 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 TEL 03-3593-5844 FAX 03-3597-1712 ●取扱代理店 株式会社ゼンセキ 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 TEL 03-3593-5800 : FAX 03-3597-1712 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで） ●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第六部第一課 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4177 : FAX 03-3231-9909 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。
●事故が起こった場合 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 0120-727-110 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間 ※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。
●指定紛争解決機関 損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料> PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

石油組合連絡先

北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111
青森県石油商業協同組合	017-722-1400
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501
福島県石油業協同組合	024-546-6252
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981
山形県石油協同組合	023-664-2821
新潟県石油業協同組合	025-267-1321
長野県石油協同組合	026-254-5600
群馬県石油協同組合	027-251-1888
栃木県石油協同組合	028-622-0435
茨城県石油業協同組合	029-224-2421
千葉県石油協同組合	043-246-5225
埼玉県石油業協同組合	049-235-5111
東京都石油業協同組合	03-3593-1421
神奈川県石油業協同組合	045-641-1 351
静岡県石油業協同組合	054-282-4337
山梨県石油協同組合	055-233-5850
愛知県石油業協同組合	052-322-1550
三重県石油業協同組合	059-225-5981
岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903
富山県石油業協同組合	076-429-8811
石川県石油販売協同組合	076-256-5330
福井県石油業協同組合	0776-34-3151
滋賀県石油協同組合	077-522-7369
京都府石油協同組合	075-642-9733
大阪府石油協同組合	06-6362-2910
奈良県石油協同組合	0742-26-1800
和歌山県石油協同組合	073-431-6251
兵庫県石油協同組合	078-321-5611
岡山県石油商業協同組合	086-246-2040
広島県石油販売協同組合	082-261-9431
鳥取県石油協同組合	0859-21-1400
島根県石油協同組合	0852-25-4488
山口県石油協同組合	083-973-4400
徳島県石油事業協同組合	088-622-6406
高知県石油業協同組合	088-831-0439
愛媛県石油業協同組合	089-924-3856
香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665
福岡県石油協同組合	092-272-4564
大分県石油販売協同組合	097-533-0235
佐賀県石油協同組合	0952-22-7337
長崎県石油協同組合	095-826-4181
熊本県石油販売協同組合	096-285-3355
宮崎県石油協同組合	0985-24-7775
鹿児島県石油販売業協同組合	099-257-2822
沖縄県石油業協同組合	098-998-1871